

入札・契約に関するアンケート調査  
結果報告書

平成26年3月

## 目次

第1 調査概要	1
第2 結果概要	2
第3 質問事項と集計結果	7
アンケート調査票	35

### 調査結果の主な特徴

- 1 本市競争入札参加有資格者3,000社にアンケート調査票を送付したところ、1,460社からの回答があり、48.7%という高い回収率となった。また、入札・契約に関する多様な意見を聴取するため、自由記載欄を多く設定したところ、自由記載欄の意見数は、合計で2,313件に上り、事業者の入札・契約に対する関心が高いことがわかった。
- 2 京都市の条例制定に向けた検討に対する認知度は30%弱にとどまったが、市内中小企業の認知度は、回答全体の割合よりも高く、約3分の1であった。条例に対するイメージとしては、市内中小企業の優遇が更に進むとの回答が約6割と最も多い。
- 3 市内中小企業への発注を原則とする取組を更に進めることについては、市内企業とそれ以外で利害が相反するため、市内中小企業の回答の割合と、回答全体の割合とでは結果が大きく異なる。
- 4 労働環境の配慮に関する評価については、条例での規定を必要とする意見が半数を占めるが、その主な取組としては、事業者の負担増に見合った予定価格の見直しやダンピング対策の更なる充実を求める意見が多い。賃金の最低額等に関する具体的な意見はなかった。一方、条例での規定を不要と回答した理由については、特に市内中小企業において、事務量や経費の増加を挙げる割合が高い。
- 5 契約を通じた多様な社会的価値の実現については、取組は不要との回答は1割強と少数であった。なお、否定的な回答をした理由については、特に市内中小企業において、事務量や経費の増加を挙げる割合が高い。

注：パーセンテージの合計は、端数処理の関係で100にならないものもあります。  
また、複数回答のパーセンテージの合計は100になりません。

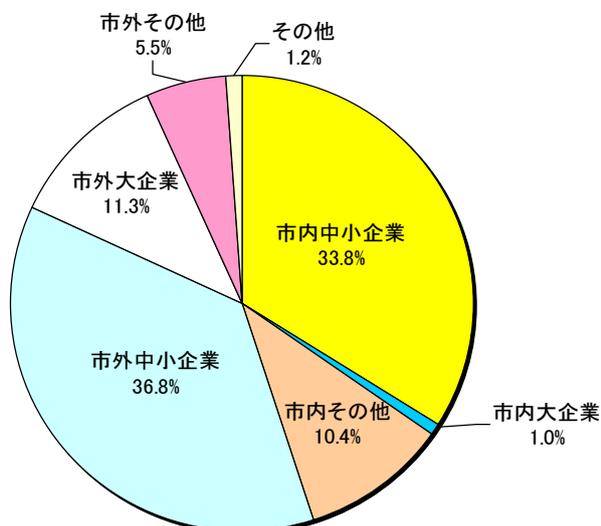
## 第1 調査概要

- 1 調査期間 平成25年9月30日～10月31日
- 2 調査対象 本市競争入札参加有資格者3,000社(有資格者全7,213社から無作為抽出)
- 3 調査方法 回答用紙への記入方式(郵便, FAX又は電子メールにより送付)
- 4 回収数 1,460社
- 5 回収率 48.7%

<回答者属性(問1～問5)>

		登録種目		過去3年間の入札参加			過去3年間の契約		
		工事, 測量等	物品	あり	なし	無記入	あり	なし	無記入
市内中小企業	493 33.8%	263	266	343	145	5	335	146	12
市内大企業	14 1.0%	2	14	12	2	0	12	2	0
市内その他 (企業区分不明)	152 10.4%	83	78	104	44	4	104	41	7
(市内小計)	659 45.1%	348	358	459	191	9	451	189	19
市外中小企業	537 36.8%	282	293	187	339	11	160	366	11
市外大企業	165 11.3%	106	101	94	67	4	90	70	5
市外その他 (企業区分不明)	81 5.5%	36	45	28	49	4	29	48	4
(市外小計)	783 53.6%	424	439	309	455	19	279	484	20
その他 (企業区分・所在地不明)	18 1.2%	5	10	9	4	5	9	4	5
合計	1,460	777	807	777	650	33	739	677	44

### 【回答割合】



## 第2 結果概要

パーセンテージは、全体の回答割合。〔 〕内は市内中小企業の回答割合。(以下同じ。)  
問1～問5については、2ページの回答者属性に概要を記載

問6 京都市が公契約基本条例の制定に向けて検討していることを知っているか。

- ・知っている。……………28.2%〔33.1%〕
- ・知らない。……………69.0%〔64.5%〕

**公契約基本条例の制定の検討を知らない事業者が約7割。**

**市内中小企業は、知っている事業者が全体割合より多く、約3分の1となっている。**

問7 公契約基本条例が制定されると、どのようなことが進むとイメージするか。(複数回答可)

- ・入札で市内中小企業が優遇される。……………61.5%〔62.1%〕
- ・市の業務に従事する労働者の労働環境が改善される。……………23.6%〔29.6%〕
- ・入札で環境保全や福祉の取組等を行っている事業者が評価される。…18.4%〔20.1%〕
- ・入札での公正な競争が行われる。……………30.2%〔34.3%〕
- ・ダンピング対策が強化される。……………20.1%〔21.9%〕

**「市内中小企業の優遇」が約6割。「入札での公正な競争」が約3割。**

**市内中小企業は、「労働環境の改善」が約3割となるなど、全ての項目で全体割合より多くなっている。**

問8 市内中小企業への発注の原則について、どのように考えるか。

- ・更に取り組を進める必要がある。……………40.0%〔77.7%〕
- ・今のままでよい。……………33.7%〔19.3%〕
- ・取組は必要でない。……………24.4%〔1.4%〕

**「更なる取組が必要」が4割。現状維持が約3分の1。**

**市内中小企業は、「更なる取組が必要」が8割近くとなる一方、現状維持は約2割である。**

問8-1 市内中小企業への発注の原則について、問8で「更なる取組が必要」を選択した事業者が、取組として必要と考えるもの(複数回答可)

- ・入札参加資格を市内中小企業だけに限定……………73.5%〔78.1%〕
- ・下請契約に市内中小企業を選定したことを格付や総合評価方式で加点……………39.0%〔36.6%〕
- ・市内産の材料等を使用することを総合評価方式で加点……………18.3%〔17.2%〕

**「入札参加資格を限定」が約7割。**

**市内中小企業は、「入札参加資格を限定」が約8割。**

問8-2 市内中小企業への発注の原則について、問8で「取組は不要」を選択した事業者が、取組が不要と考える理由(複数回答可)

- ・入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。……………69.1%〔100%〕
- ・入札は、価格で競争すべき。……………10.8%〔71.4%〕
- ・市内中小企業の技術力では対応できない場合がある。……………51.0%〔85.7%〕

**「競争性を高めるべき」が約7割。  
市内中小企業は、「競争性を高めるべき」が10割。**

問9 入札で市内中小企業への発注を原則とすることについての意見（自由記載）

意見件数：761件

<主な意見>

「○」は市内中小企業、「□」はその他。（以下同じ。）

- 地域の活性化につながると思う。
- 中小企業の育成に京都市が積極的に力を貸すことが必要だと思います。
- 原則としていただいたうえで、一部の企業に偏らないよう配慮いただきたい。
- 市外企業の優良なサービスを市へ導入する機会損失になると思います。
- 工事内容等により市内業者のみでは、対応できないことも考えられる。
- 工事内容によっては、入札不成立や競争性が低くなることが懸念される。
- 京都市は、世界的にも有名な都市であり、市内業者だけで対応してよいものか。

**地域の活性化等を理由とする賛成意見がある一方、技術力や競争性を理由に、市外企業の参加も必要であるという意見がある。**

問10 契約を通じた多様な社会的価値の実現を図るための取組について、どのように考えるか。

- ・更に取り組を進める必要がある。……………31.0%〔32.0%〕
- ・今のままでよい。……………51.2%〔51.7%〕
- ・取組は必要でない。……………13.1%〔11.6%〕

**現状維持が約半数。「更なる取組が必要」が約3割。  
市内中小企業も、ほぼ同じ割合となっている。**

問10-1 契約を通じた多様な社会的価値の実現を図るための取組について、問10で「更なる取組が必要」と選択した事業者が、取組として必要と考えるもの（複数回答可）

- ・入札参加資格を環境保全や福祉の取組等を行っている事業者に限定（登録時又は入札時）……………30.5%〔39.2%〕
- ・格付や総合評価方式で、環境保全や福祉の取組等を行っている事業者を更に評価……………75.7%〔72.2%〕

**「格付や総合評価方式で評価」が約4分の3。  
市内中小企業は、「入札参加資格を限定」が約4割となり、全体割合より多い。**

問10-2 契約を通じた多様な社会的価値の実現を図るための取組について、問10で「取組は不要」を選択した事業者が、取組が不要と考える理由（複数回答可）

- ・入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。……………63.4%〔38.6%〕

- ・入札は、価格で競争すべき。……………18.8%〔17.5%〕
- ・環境保全の取組等によって事務量や経費が増加する。……………41.9%〔59.6%〕
- ・環境保全の取組等による事務量や経費の増加に対応できず、入札で不利となる。  
……………50.8%〔75.4%〕

**「競争性を高めるべき」が約6割。「入札で不利」が約半数。  
市内中小企業は、「競争性を高めるべき」が約4割と少なく、「事務量や経費の増加」が約6割、「入札で不利」が約4分の3となっている。**

問11 環境保全や福祉の取組等に関する認証制度等で、既に取得しているもの（予定を含む）（複数回答可）

- ・ISO14001又はKES……………32.7%〔30.2%〕
- ・「子育てサポート企業」として厚生労働省の認定（くろみんマークの認定）…3.5%〔1.8%〕
- ・本市の「O（おやじの）K（子育て参加に理解がある）企業」登録……………3.9%〔6.7%〕
- ・BCP（事業継続計画）の認定……………6.7%〔3.4%〕
- ・障害者や高齢者の雇用等に係る認定……………4.8%〔2.8%〕
- ・地域活動やボランティア活動等に係る認定……………3.8%〔4.5%〕

**「ISO14001又はKES」が約3分の1。  
市内中小企業は、「ISO14001又はKES」が約3割で、「OK企業」が全体割合よりやや多い。**

問12 環境保全や福祉の取組等を行っている事業者を入札等で評価することについての意見（自由記載）

意見件数：630件

<主な意見>

- 賛成です。企業の責任は、収益を上げるとともに、社会的責任を果たすことにあります。
- 企業の実態に合わせて、主体的に取り組むことで、発注者が介入すべきことではないと思います。
- 中小企業では、環境や福祉のことまで手が回らないのが現状。
- 評価の基準があいまいであり、何をどのようにすればよいか分かりにくい。
- 内容によって有効であると思いますが、基本的に技術力の競争であるべきだと思います。
- 中小企業が継続して取り組んでいくためには、サポートする方策が必要である。

**企業の社会的責任を果たすために賛成という意見がある一方、発注者が介入すべきでないという意見や、中小企業には困難であるという意見がある。評価方法が難しいという意見もある。**

問13 契約に係る業務に従事する労働者の労働環境に配慮している事業者を評価する仕組みを公契約基本条例で規定することについて、どのように考えるか。

- ・条例で規定する必要がある。……………53.4%〔55.0%〕
- 理由
  - ・社会的責任を果たしている事業者を評価すべきである。…59.7%〔62.4%〕
  - ・業務の質を確保するために必要……………38.5%〔40.2%〕

- ・条例で規定する必要はない。……………34.1%〔33.7%〕

「規定が必要」が約半数。理由は、「社会的責任を果たしている事業者を評価」が約6割。市内中小企業は、「規定が必要」が全体割合よりやや多く、理由は、「社会的責任を果たしている事業者を評価」が6割を超えている。

問13-1 本市との契約に係る業務に従事する労働者の労働環境に配慮している事業者を評価する仕組みを公契約基本条例で規定することについて、問13で「規定が必要」を選択した事業者が取組として必要と考えるもの（複数回答可）

- ・ダンピング対策の更なる充実……………45.0%〔43.5%〕
- ・事業者の負担増に見合った予定価格の算定……………70.8%〔73.8%〕
- ・入札参加資格を、労働者の労働環境に配慮している事業者に限定（登録時又は入札時）……………29.6%〔31.0%〕
- ・入札参加資格を、労働者の賃金を一定額以上支払っている事業者に限定（登録時又は入札時）……………16.5%〔18.1%〕
- ・格付又は総合評価方式で、労働者の労働環境に配慮している事業者の評価……………28.2%〔26.6%〕
- ・格付又は総合評価方式で、労働者の賃金を一定額以上支払っている事業者の評価……………14.4%〔14.4%〕

「負担増に見合った予定価格の算定」が約7割。「ダンピング対策の充実」が約4割。市内中小企業は、「負担増に見合った予定価格の算定」が7割を超え、全体割合より多い。「労働環境に配慮している事業者に入札参加資格を限定すべき」は、全体割合も市内中小企業も約3割となっている。

問13-2 本市との契約に係る業務に従事する労働者の労働環境に配慮している事業者を評価する仕組みを公契約基本条例で規定することについて、問13で「規定は不要」を選択した事業者が、規定が不要と考える理由（複数回答可）

- ・入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。……………52.4%〔33.1%〕
- ・入札は、価格で競争すべき。……………14.1%〔15.1%〕
- ・求められている労働環境の水準によっては、事務量や経費が増加する。……………39.8%〔58.4%〕
- ・事務量や経費の増加に対応できず、入札で不利となる。……………31.3%〔47.0%〕
- ・労働者の労働条件は、労使で決めることであり、発注者が介入すべきでない。……………41.6%〔44.6%〕
- ・最低賃金等は法令に定められており、それ以上の規定は必要ない。…23.9%〔27.7%〕

「競争性を高めるべき」が約半数。「労働条件は労使が決める」が約4割。市内中小企業は、「事務量や経費の増加」が約6割であり、「入札で不利」が約5割となっている。「競争性を高めるべき」が約3分の1であり、全体割合より少ない。

問14 本市との契約に係る業務に従事する労働者の労働環境の配慮についての意見（自由記載）

意見件数：355件

<主な意見>

- 労働者の労働環境に配慮していくことは当然のことであり、京都市との契約に係る業務に従事する労働者も当然配慮されるべきものと思います。
- 一定の配慮は必要であるが、過度な配慮は、元請業者の経営環境を圧迫すると考えます。
- 労働環境の改善のためにも適正な予定価格の算出をお願いしたい。
- 低入札で落札されている現状で、賃金を上げることができる筈がない。そのあたりを反映させてから、このような問題を提起するのが本筋では？
- 労使で決めることである。
- 評価の方法が多様で、一律に評価するのは無理がある。
- 労働環境は、労働基準局が取り締まればいいと思う。
- 実際にそのとおりの賃金が支払われているかのチェック機能の強化が必要。

労働環境の配慮は当然という意見がある一方、経営を圧迫するという意見がある。  
労働環境の配慮に先立ち、予定価格の適正化やダンピング対策が必要という意見や、労働環境については、労使で決定するものであるという意見、国が取り組むべきことであるという意見がある。賃金の最低額等に関する具体的な意見はない。

問15 入札や契約全般に関する意見（自由記載）

意見件数：567件

<主な意見>

- 地元企業を優先したうえで、公平性、公正性を確保していただきたい。
- 市内業者のみで入札が行われていますが、これは逆に市内企業の競争力、技術力等の低下につながると思います。
- 京都市は、WTO未滿工事のダンピング対策が他自治体よりも明確に定められている。入札参加業者としてはうれしい。
- 値段の安さだけで決められたら、労働条件の改善はできない。
- 労働環境のアップの対策としては、有効であると思いますが、予定価格への配慮が同時に行われなければ、実現が難しい。
- 登録や更新については、提出書類をできるだけ減らしてほしい。
- 入札案件によっては、技術力が必要とされるものがあり、それを満たす企業を選定する仕組みを考えてほしい。
- 金額だけの競争では、ダンピング競争となり、品質が期待できない。仕様、品質を含めた総合的な評価で落札企業を選定してもらいたい。
- 総合評価方式の廃止
- 電子入札の操作手順の簡略化を希望
- 入札方法では、過去の入札件数や実績は必要かもしれないですが、重視すると、その条件を充たせるのはある特定の業者のみになり、不利になる業者が増えます。
- 公契約基本条例の推進には賛成
- 種々努力されておられると思います。今後ともがんばってください。

市内中小企業への発注の原則や総合評価方式の推進については、意見が分かれている。ダンピング対策が必要という意見があり、提出書類や手続きの簡略化を望む意見もある。

### 第3 質問事項と集計結果

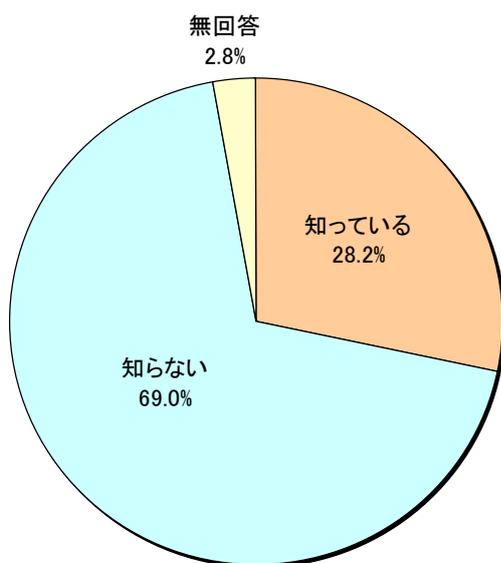
パーセンテージは、全体の回答割合。〔 〕内は市内中小企業の回答割合。(以下同じ。)

問6 京都市が公契約基本条例の制定に向けて検討していることを知っていますか。	
・知っている。……………	28.2%〔33.1%〕
・知らない。……………	69.0%〔64.5%〕
(無回答)……………	2.8%〔2.4%〕

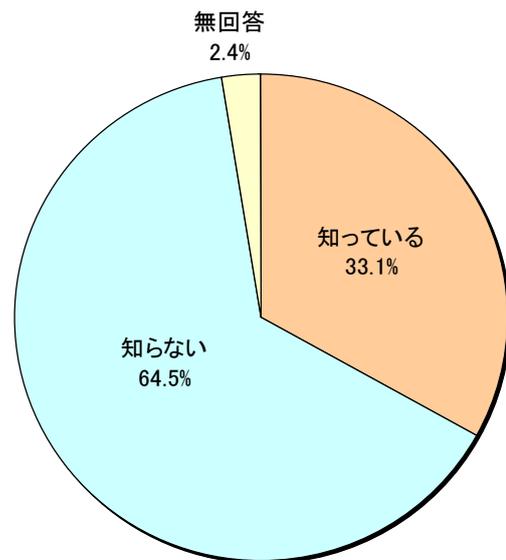
#### 【回答内訳】

		知っている	知らない	無回答
市内中小企業	493	163 33.1%	318 64.5%	12 2.4%
市内大企業	14	6 42.9%	8 57.1%	0 0.0%
市内その他(企業区分不明)	152	42 27.6%	106 69.7%	4 2.6%
(市内小計)	659	211 32.0%	432 65.6%	16 2.4%
市外中小企業	537	114 21.2%	409 76.2%	14 2.6%
市外大企業	165	67 40.6%	95 57.6%	3 1.8%
市外その他(企業区分不明)	81	17 21.0%	61 75.3%	3 3.7%
(市外小計)	783	198 25.3%	565 72.2%	20 2.6%
その他(企業区分・所在地不明)	18	2 11.1%	11 61.1%	5 27.8%
合計	1,460	411 28.2%	1,008 69.0%	41 2.8%

#### 【全体の回答割合】



#### 【市内中小企業の回答割合】



問7 公契約基本条例が制定されると、どのようなことが進むとイメージしますか。

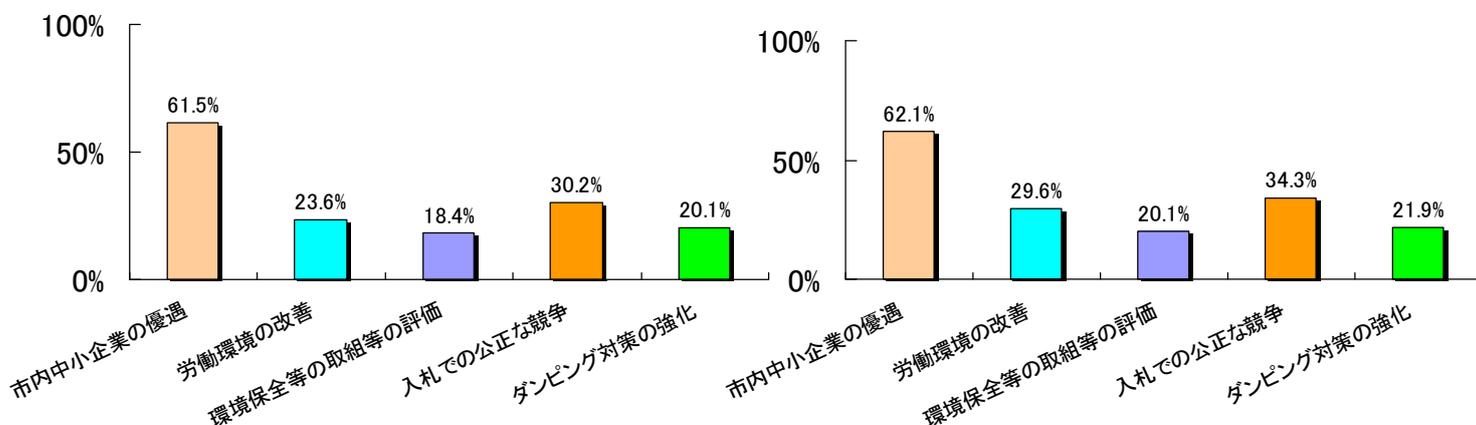
- ・入札で市内中小企業が優遇される。…………… 61.5%〔62.1%〕
- ・市の業務に従事する労働者の労働環境が改善される。…………… 23.6%〔29.6%〕
- ・入札で環境保全や福祉の取組等を行っている事業者が評価される。…………… 18.4%〔20.1%〕
- ・入札での公正な競争が行われる。…………… 30.2%〔34.3%〕
- ・ダンピング対策が強化される。…………… 20.1%〔21.9%〕

【回答内訳】

		市内中小 企業の優遇	労働環境の 改善	環境保全等の 取組等の評価	入札での 公正な競争	ダンピング 対策の強化
市内中小企業	493	306 62.1%	146 29.6%	99 20.1%	169 34.3%	108 21.9%
市内大企業	14	3 21.4%	4 28.6%	2 14.3%	6 42.9%	3 21.4%
市内その他（企業区分不明）	152	79 52.0%	31 20.4%	19 12.5%	54 35.5%	23 15.1%
（市内小計）	659	388 58.9%	181 27.5%	120 18.2%	229 34.7%	134 20.3%
市外中小企業	537	339 63.1%	110 20.5%	108 20.1%	151 28.1%	106 19.7%
市外大企業	165	113 68.5%	30 18.2%	31 18.8%	37 22.4%	37 22.4%
市外その他（企業区分不明）	81	50 61.7%	17 21.0%	9 11.1%	19 23.5%	14 17.3%
（市外小計）	783	492 62.8%	157 20.1%	148 18.9%	207 26.4%	157 20.1%
その他（企業区分・所在地不明）	18	8 44.4%	6 33.3%	1 5.6%	5 27.8%	2 11.1%
合計	1,460	898 61.5%	344 23.6%	269 18.4%	441 30.2%	293 20.1%

【全体の回答割合】

【市内中小企業の回答割合】



## 【自由記載欄抜粋】

### <市内中小企業の発展に寄与>

- ・ 中小企業の発展につながると思います。〔市内中小企業〕
- ・ 中小企業の受注機会が拡大される。〔市内中小企業〕

### <市内中小企業の育成が必要>

- ・ 業者の経験や実績で制限を設定し過ぎである。厳し過ぎて、新規参入や挑戦もできない。地元中小零細企業が育たないように制限しているとしか思えない。〔市内中小企業〕
- ・ 市内中小企業の競争力の低下。他市町村の同様の制度による活動の低下など。〔市内〕
- ・ 京都市だけにするのは難しいと思います。色々な面で。〔市内中小企業〕

### <市外企業の参加機会が減少>

- ・ 市外中小企業の入札参加機会がなくなる。〔市外中小企業〕
- ・ 市外業者の排除〔市外中小企業〕
- ・ 一部の企業が優遇され、市外業者は入札に参加すらできなくなることが予想されます。〔市外中小企業〕
- ・ 排他的な入札である。〔市外中小企業〕
- ・ 市外業者が排除され、倒産に追いやられる。〔市外中小企業〕
- ・ 市外業者が冷遇される。〔市外中小企業〕
- ・ 市内中小企業を優遇する入札条件を過大に適用すると、市外業者が撤退し、京都市行政サービスの低下につながる。〔市外中小企業〕
- ・ 京都市内業者のみの入札が増え、市外業者は参加すらできなくなることが懸念される。〔市外中小企業〕
- ・ 京都市外業者にも入札参加できるようにしてほしい。〔市外中小企業〕
- ・ 近隣業者が排除される。〔市外中小企業〕

### <入札の公正性・競争性の向上が必要>

- ・ 入札という公平性が損なわれる。〔市外大企業〕
- ・ 市が知らないところで、市内の古くからの業者間で話し合いが進む。〔市外〕
- ・ 品質・技術力・価格の企業努力や競争力を阻害する公契約基本条例には反対です。弱い企業を助けるのも必要ですが、強い企業を更に強くするのも必要。〔市内中小企業〕

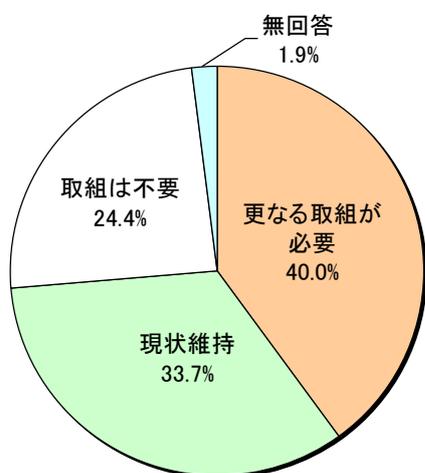
問8 本市では、入札を実施するに当たって、市内中小企業への発注を原則とする取組を進めていますが、このような取組について、どのようにお考えですか。

- ・更なる取組を進める必要がある。…………… 40.0%〔77.7%〕
- ・今のままでよい。…………… 33.7%〔19.3%〕
- ・取組は必要でない。…………… 24.4%〔1.4%〕
- （無回答）…………… 1.9%〔1.6%〕

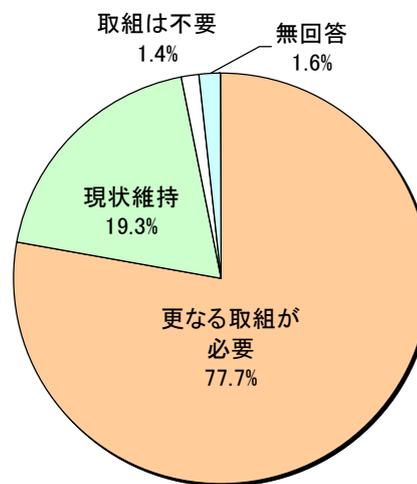
【回答内訳】

		更なる取組が必要	現状維持	取組は不要	無回答
市内中小企業	493	383 77.7%	95 19.3%	7 1.4%	8 1.6%
市内大企業	14	2 14.3%	9 64.3%	3 21.4%	0 0.0%
市内その他（企業区分不明）	152	110 72.4%	36 23.7%	3 2.0%	3 2.0%
（市内小計）	659	495 75.1%	140 21.2%	13 2.0%	11 1.7%
市外中小企業	537	62 11.5%	235 43.8%	232 43.2%	8 1.5%
市外大企業	165	12 7.3%	77 46.7%	72 43.6%	4 2.4%
市外その他（企業区分不明）	81	11 13.6%	34 42.0%	36 44.4%	0 0.0%
（市外小計）	783	85 10.9%	346 44.2%	340 43.4%	12 1.5%
その他（企業区分・所在地不明）	18	4 22.2%	6 33.3%	3 16.7%	5 27.8%
合計	1,460	584 40.0%	492 33.7%	356 24.4%	28 1.9%

【全体の回答割合】



【市内中小企業の回答割合】



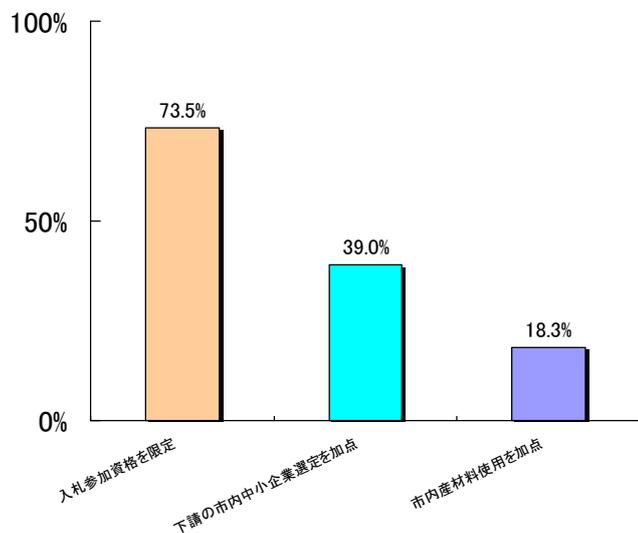
問8-1 問8で「更に取り組を進める必要がある。」に○をした場合のみお答えください。今後、どのような取組が必要とお考えですか。(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- ・入札参加資格を市内中小企業だけに限定……………73.5%〔78.1%〕
- ・下請契約に市内中小企業を選定したことを格付や総合評価方式で加点……39.0%〔36.6%〕
- ・市内産の材料等を使用することを総合評価方式で加点……………18.3%〔17.2%〕

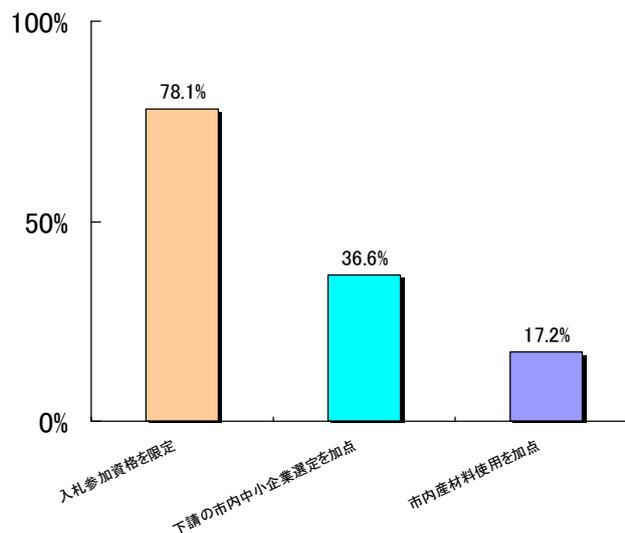
【回答内訳】

		入札参加資格を 限定	下請の市内中小 企業選定を加点	市内産材料使用 を加点
市内中小企業	383	299 78.1%	140 36.6%	66 17.2%
市内大企業	2	1 50.0%	2 100.0%	2 100.0%
市内その他(企業区分不明)	110	93 84.5%	42 38.2%	15 13.6%
(市内小計)	495	393 58.9%	184 27.5%	83 20.3%
市外中小企業	62	20 32.3%	36 58.1%	15 24.2%
市外大企業	12	4 33.3%	4 33.3%	6 50.0%
市外その他(企業区分不明)	11	8 72.7%	3 27.3%	3 27.3%
(市外小計)	85	32 37.6%	43 50.6%	24 28.2%
その他(企業区分・所在地不明)	4	4 100.0%	1 25.0%	0 0.0%
合計	584	429 73.5%	228 39.0%	107 18.3%

【全体の回答割合】



【市内中小企業の回答割合】



## 【自由記載欄抜粋】

### <市内中小企業の育成が必要>

- ・ 市内業者の育成にもっと積極的に取り組んでほしい。〔市内中小企業〕
- ・ 零細企業向けの発注分も設けてほしい。分割発注し、経費がかかるかもしれないが、地元零細企業の育成をしてほしい。〔市内中小企業〕
- ・ 零細企業にも参加できる機会を増やしてほしい。〔市内中小企業〕
- ・ 地元の業者と契約すれば、エコにもつながると思う。〔市内中小企業〕
- ・ 市内業者の中での差別化（地域点、地域貢献度などを総合評価方式で加点する。）〔市内中小企業〕

### <府内産材料の使用>

- ・ 市内産に限らず、京都府を含めた地産地消を進めている企業を評価してほしい。〔市外中小企業〕

### <下請の市内中小企業の選定>

- ・ 同一入札に参加した企業への下請を禁止しているが、事前公表の最低制限価格でくじで落札した時は、談合はあり得ないので、下請をしてもよいことにすれば、下請の機会が増す。〔市内中小企業〕

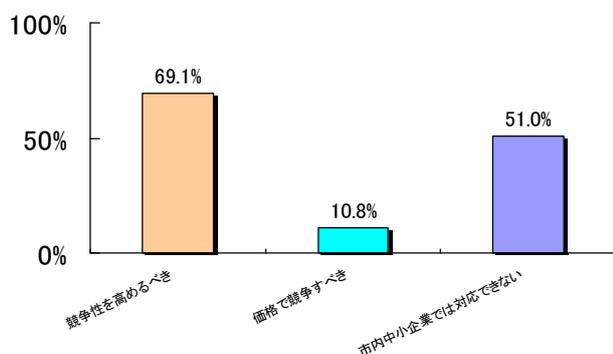
問8-2 問8で「取組は必要でない。」に○をした場合のみお答えください。その理由をお答えください。  
 (複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- ・入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。……………69.1%〔100%〕
- ・入札は、価格で競争すべき。……………10.8%〔71.4%〕
- ・市内中小企業の技術力では対応できない場合がある。……………51.0%〔85.7%〕

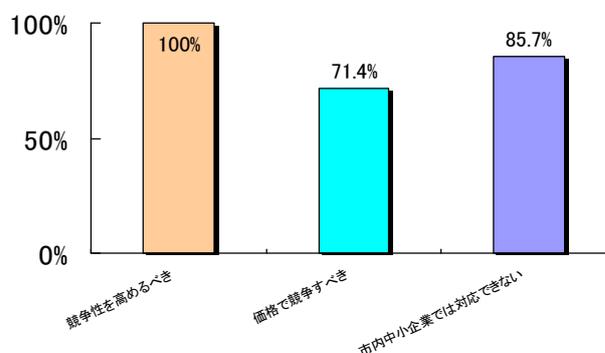
【回答内訳】

		競争性を高めるべき	価格で競争すべき	市内中小企業では対応できない
市内中小企業	7	7 100.0%	5 71.4%	6 85.7%
市内大企業	3	2 66.7%	0 0.0%	2 66.7%
市内その他(企業区分不明)	3	3 100.0%	1 33.3%	3 100.0%
(市内小計)	13	12 92.3%	6 46.2%	11 84.6%
市外中小企業	232	181 78.0%	24 10.3%	115 49.6%
市外大企業	72	47 65.3%	5 6.9%	48 66.7%
市外その他(企業区分不明)	36	25 69.4%	6 16.7%	23 63.9%
(市外小計)	340	253 74.4%	35 10.3%	186 54.7%
その他(企業区分・所在地不明)	3	3 100.0%	1 33.3%	1 33.3%
合計	388	268 69.1%	42 10.8%	198 51.0%

【全体の回答割合】



【市内中小企業の回答割合】



【自由記載欄抜粋】

<市外企業の参加機会が減少>

- ・ 労働環境の改善等は必要であるが、市外中小企業の入札参加機会がなくなる。〔市外中小企業〕
- ・ 市外企業に参入する機会を設けるべきと考えます。〔市外〕
- ・ 地元優遇もある程度必要だと思うが、市外業者の完全排除はどうかと思う。〔市外中小企業〕

<高度な技術力が必要>

- ・ 税金は市民への還元が第一であるため、耐久性のあるよい製品を作ることが第一と考えます。〔市外中小企業〕
- ・ 高度な技術力の導入が、長期的に見て、市のためになる。〔市外大企業〕
- ・ トンネルコンクリート舗装等の工事で、市内企業が技術や機械を持っていないにもかかわらず、市内企業に発注されているのは問題があると考えます。〔市外大企業〕
- ・ 「競争に勝つ」＝「技術力が高い」と考えます。技術力のない企業が勝つための努力もせずに存続していくと思われる。〔市外中小企業〕
- ・ 京都市の求める品質・技術力に応えられる企業が京都の企業にどれだけいるか。対応できない企業もたくさんある。〔市内中小企業〕
- ・ 品質を維持することが大事〔市外中小企業〕

<広い範囲での地域活性化>

- ・ 京都市近隣の中小企業にも参加の門戸を開き、広い範囲での地域活性化に努めるべき。〔市外中小企業〕

問9 入札で市内中小企業への発注を原則とすることについて、御意見をお書きください。

【自由記載欄抜粋】

<地域の活性化の促進>

- ・ 地域の活性化につながると思う。〔市内中小企業〕
- ・ 中小企業を原則とすることによって、業界全体が活性化するので賛成だ。〔市内中小企業〕
- ・ 京都の活性化につながると思います。税金を有効活用してください。〔市内中小企業〕
- ・ 地元雇用の創出につながるので検討してください。〔市内中小企業〕
- ・ 中小企業の売り上げが上がる可能性が高くなり、活性化につながるのでよいことだと思う。〔市内中小企業〕
- ・ 京都市の仕事は、京都に本社がある市内の中小企業ですべきかなと思います。〔市内中小企業〕
- ・ 地元中小企業の活性化が図れる。市内産の材料等が使用される可能性が大きい。〔市内中小企業〕

<市内中小企業の育成が必要>

- ・ 中小企業の育成に京都市が積極的に力を貸すことが必要だと思います。〔市内中小企業〕

<原則としては賛成>

- ・ 原則ならば、いいのかもしれませんが。〔市内中小企業〕
- ・ 原則としていただいたうえで、一部の企業に偏らないよう配慮いただきたい。〔市内中小企業〕
- ・ いいことである。ただし、本当の地元業者をしっかりと判断してもらいたい。〔市内中小企業〕
- ・ 業務内容により、すみ分けをすればよいと思う。〔市外中小企業〕
- ・ 原則であればいいと思う。委託内容によって、発注先の最善の選定方法を検討することが肝要。〔市外中小企業〕

#### <京都市にとっての損失>

- ・ 市外企業の優良なサービスを市へ導入する機会損失になると思います。〔市外〕
- ・ 全国規模の会社が営業意欲を喪失し、結果的に、京都市が遅れを取る結果にならないか？〔市外大企業〕

#### <技術力や品質を重視すべき>

- ・ 市内中小企業の技術力だけで迅速に対応できるとは考えられない場合を考慮願いたい。〔市外大企業〕
- ・ メーカーや市外企業へ技術対応を求めるケースが増え、工事予算額がアップすると予想される。〔市外中小企業〕
- ・ 市内の中小企業だけでは技術力の不安が出る。また、談合の可能性も高くなる。〔市外中小企業〕
- ・ 業種によっては難しいのでは？ 市内中小企業→メーカー等への丸投げが発生するのでは？〔市外中小企業〕
- ・ 工事内容等により市内業者のみでは、対応できないことも考えられる。〔市外大企業〕
- ・ 市内業者を優遇するのは当然と思いますが、技術向上、品質向上等の面ではいかがなものでしょうか。〔市外中小企業〕

#### <入札の公正性・競争性の向上が必要>

- ・ 工事内容によっては、入札不成立や競争性が低くなることが懸念される。〔市外大企業〕
- ・ 専門の技術を必要とする業種について、入札参加業者が偏ってしまい、競争性がない。〔市外中小企業〕
- ・ 市内企業に限るのはいかなるものか？ 公平性に欠ける。〔市外中小企業〕

#### <京都市の特性の考慮が必要>

- ・ 京都という観光資源を守るため、京都のことを理解し、育てていく気持ちを持っている市内業者が仕事をすることがよいと考えます。〔市内中小企業〕
- ・ 京都市は、世界的にも有名な都市であり、市内業者だけで対応してよいものか。できるのか。〔所在地等不明〕
- ・ 全国からの観光を受け入れているのに対し、市内限定は視野が狭すぎる。全国からの人たちに助けられていることを忘れていない。〔市外〕
- ・ もともと、ヨソモノを歓迎しない京都で、市内中小企業への発注を原則とするような流れは、市外・府外の企業としては容認しがたい。〔市外中小企業〕
- ・ 京都市は、国際的な観光地でもあり、開かれた地域として、より広く業者の入札参加を受け入れるべきではないでしょうか。〔市外中小企業〕
- ・ 京都のイメージである「一見さんお断り」的な感覚がさらに増幅する。〔市外中小企業〕

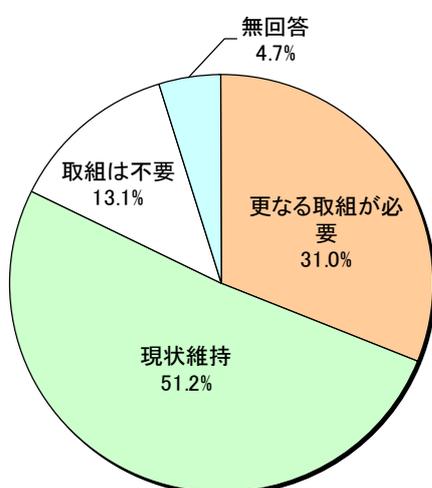
問10 本市では、契約を通じた多様な社会的価値の実現を図るため、環境保全や福祉の取組等を行っている事業者を入札や格付等で評価する取組を進めていますが、このような取組について、どのようにお考えですか。

- ・更にと組を進める必要がある。……………31.0%〔32.0%〕
- ・今のままでよい。……………51.2%〔51.7%〕
- ・取組は必要でない。……………13.1%〔11.6%〕
- （無回答）……………4.7%〔4.7%〕

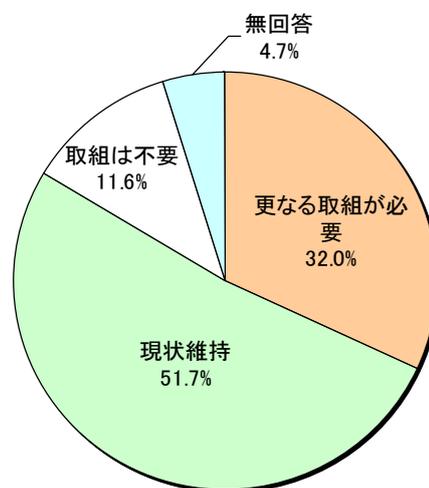
【回答内訳】

		更なる取組が必要	現状維持	取組は不要	無回答
市内中小企業	493	158 32.0%	255 51.7%	57 11.6%	23 4.7%
市内大企業	14	4 28.6%	9 64.3%	1 7.1%	0 0.0%
市内その他（企業区分不明）	152	38 25.0%	77 50.7%	21 13.8%	16 10.5%
（市内小計）	659	200 30.3%	341 51.7%	79 12.0%	39 5.9%
市外中小企業	537	161 30.0%	284 52.9%	80 14.9%	12 2.2%
市外大企業	165	66 40.0%	75 45.5%	15 9.1%	9 5.5%
市外その他（企業区分不明）	81	23 28.4%	39 48.1%	15 18.5%	4 4.9%
（市外小計）	783	250 31.9%	398 50.8%	110 14.0%	25 3.2%
その他（企業区分・所在地不明）	18	3 16.7%	8 44.4%	2 11.1%	5 27.8%
合計	1,460	453 31.0%	747 51.2%	191 13.1%	69 4.7%

【全体の回答割合】



【市内中小企業の回答割合】



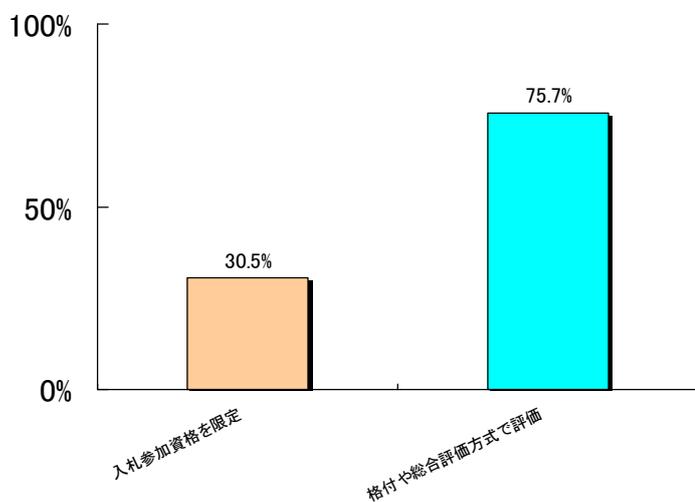
問10-1 問10で「更に取組を進める必要がある。」に○をした場合のみお答えください。今後、どのような取組が必要とお考えですか。(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- ・入札参加資格を環境保全や福祉の取組等を行っている事業者に限定(登録時又は入札時) ……30.5%〔39.2%〕
- ・格付や総合評価方式で、環境保全や福祉の取組等を行っている事業者を更に評価 ……75.7%〔72.2%〕

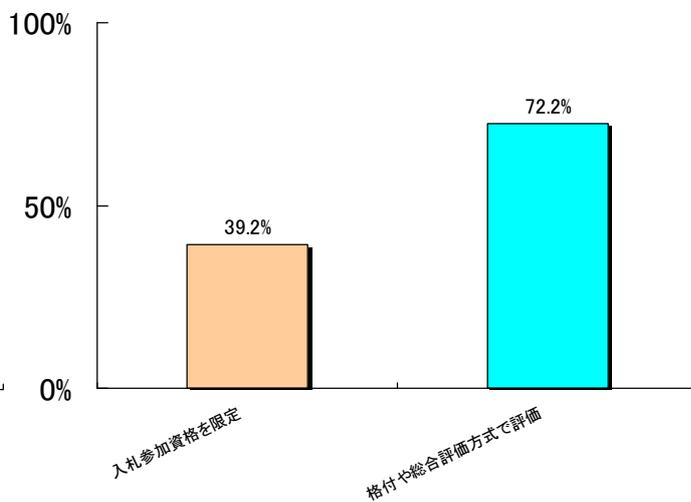
【回答内訳】

		入札参加資格を 限定	格付や総合評価 方式で評価
市内中小企業	158	62 39.2%	114 72.2%
市内大企業	4	2 50.0%	3 75.0%
市内その他(企業区分不明)	38	10 26.3%	27 71.1%
(市内小計)	200	74 37.0%	144 72.0%
市外中小企業	161	36 22.4%	131 81.4%
市外大企業	66	18 27.3%	51 77.3%
市外その他(企業区分不明)	23	9 39.1%	15 65.2%
(市外小計)	250	63 25.2%	197 78.8%
その他(企業区分・所在地不明)	3	1 33.3%	2 66.7%
合計	453	138 30.5%	343 75.7%

【全体の回答割合】



【市内中小企業の回答割合】



【自由記載欄抜粋】

<評価は必要>

- ・ 競争入札に勝つための努力や地域貢献している企業を評価することはよいことと思います。〔市外中小企業〕

<評価方法等の検討が必要>

- ・ 日頃の努力を評価してほしい。〔市内中小企業〕
- ・ 評価することはよいことであるが、技術力や価格が伴っているか。環境保全や福祉だけやっていたらよいのかと疑問に思う。〔市外〕
- ・ ボランティア活動、寄付行動等は評価された方がよい。ただし、評価方法・判断は難しいが…。〔市内中小企業〕
- ・ 零細企業が対応できる認証制度に。〔市内中小企業〕
- ・ もう少し何が必要なことであるかの検証が必要です。〔市外大企業〕

<京都市の支援が必要>

- ・ わが社は、取組等を行っていないが、どうすれば参加できるのか？ それすらわかっていないので、環境保全、福祉への取組方法をわかりやすく広報してほしい。〔市内〕
- ・ 各業者が勉強及び研究等の取組をしやすくする環境を市が作ってほしい。〔市内中小企業〕

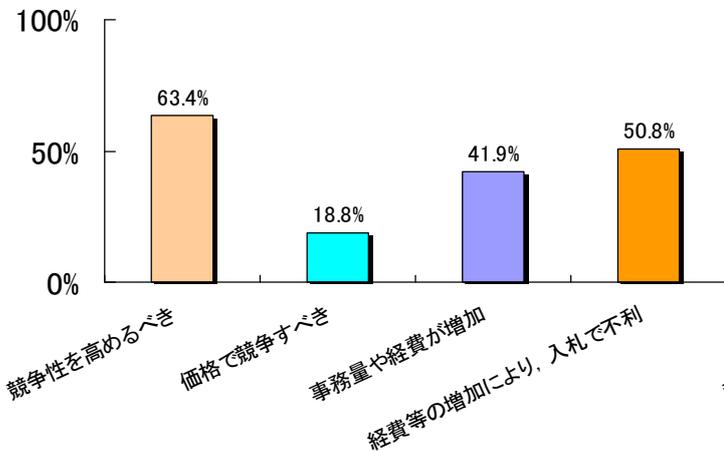
問10-2 問10で「取組は必要でない。」に○をした場合のみお答えください。その理由をお答えください。(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- ・入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。……………63.4%〔38.6%〕
- ・入札は、価格で競争すべき。……………18.8%〔17.5%〕
- ・環境保全の取組等によって事務量や経費が増加する。……………41.9%〔59.6%〕
- ・環境保全の取組等による事務量や経費の増加に対応できず、入札で不利となる。  
……………50.8%〔75.4%〕

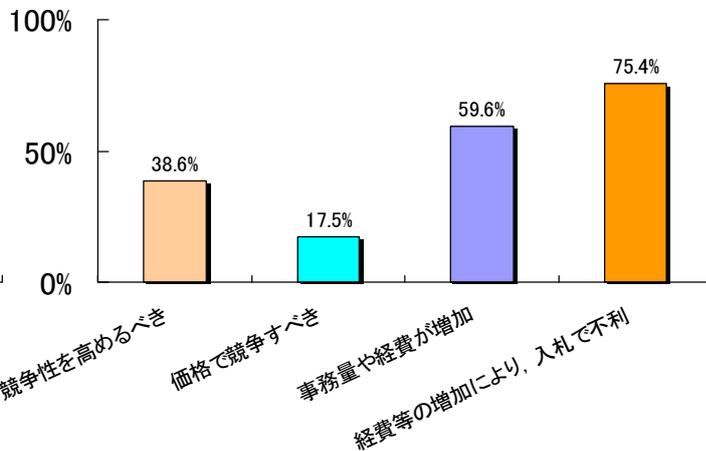
【回答内訳】

		競争性を高めるべき	価格で競争すべき	事務量や経費が増加	経費等の増加により、入札で不利
市内中小企業	57	22 38.6%	10 17.5%	34 59.6%	43 75.4%
市内大企業	1	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
市内その他(企業区分不明)	21	4 19.0%	6 28.6%	11 52.4%	14 66.7%
(市内小計)	79	27 34.2%	17 21.5%	45 57.0%	58 73.4%
市外中小企業	80	63 78.8%	11 13.8%	27 33.8%	30 37.5%
市外大企業	15	15 100.0%	4 26.7%	2 13.3%	2 13.3%
市外その他(企業区分不明)	15	15 100.0%	3 20.0%	5 33.3%	6 40.0%
(市外小計)	110	93 84.5%	18 16.4%	34 30.9%	38 34.5%
その他(企業区分・所在地不明)	2	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%
合計	191	121 63.4%	36 18.8%	80 41.9%	97 50.8%

【全体の回答割合】



【市内中小企業の回答割合】



## 【自由記載欄抜粋】

### <経費等の増加>

- ・ 余裕がなく経営している会社は、そちらに目を向けられない。経費がかかってしまい、経営がより苦しくなってしまう。〔市内中小企業〕
- ・ 日々の業務を処理することで精一杯。環境保全の取組については、十二分に理解できますが、事業継続していくのに精一杯が現状です。〔市内中小企業〕
- ・ 取り組みたくても、経費・人数的に無理です。〔市内中小企業〕
- ・ 会社の大小で資金力の差が大きく、大きい会社が有利になると思う。〔市内〕
- ・ 形だけの認証資格を取得しようとする企業が増えるだけで、それに伴う従業員の負担が大きくなり、デメリットの方が大きくなると思う。〔市外中小企業〕
- ・ 少人数の企業において、環境保全や福祉の取組は難しく、他業務への支障となるおそれがあり、積極的に取り組むことができない。〔市外中小企業〕

### <技術力を重視>

- ・ 技術力を優先すべき。〔市外中小企業〕
- ・ 純粋に工事を施工する能力との関係に疑問が残る。社会貢献と施工能力は別だと思われる。〔市外大企業〕

### <評価が困難>

- ・ 何を基準に限定するのか。登録時、入札時と記載しているが、実態調査が伴わなければ、取組は必要がないと考える。〔市内中小企業〕
- ・ 形式だけの取組になっている業者もあるので、厳密な調査と一体なら有効だと思います。〔市外中小企業〕
- ・ 評価基準があいまい。〔市外中小企業〕
- ・ その実績や現状をどのように確認するのですか？ 数字だけで分かることでもないと思いますが。〔市外中小企業〕
- ・ 評価対象のためだけになってしまい、中身が伴わない。〔市外中小企業〕
- ・ 取組は全く必要がないとは考えていない。評価方法の基準がどうなのかが不明確なので釈然としない。競争入札＝見積金額で決めるのではなく、入札時に何か他の評価ができる方法が必要と考えている。〔市内中小企業〕

### <入札の公正性・競争性の向上が必要>

- ・ 参加者が減り、競争原理が働かなくなり、かえって価格の高止まりを促すことになる。〔市外中小企業〕
- ・ 結局は、公正な競争から遠ざかる。〔市外〕

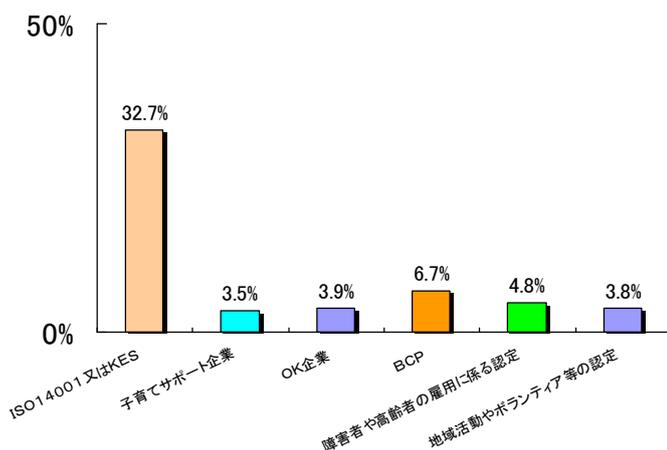
問 1 1 環境保全や福祉の取組等に関する認証制度等で、既に取得しているもの又は取得を予定しているものはありますか。(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- ・ ISO14001又はKES…………… 32.7%〔30.2%〕
- ・ 「子育てサポート企業」として厚生労働省の認定(くるみんマークの認定)  
…………… 3.5%〔1.8%〕
- ・ 本市の「O(おやじの)K(子育て参加に理解がある)企業」登録…………… 3.9%〔6.7%〕
- ・ BCP(事業継続計画)の認定…………… 6.7%〔3.4%〕
- ・ 障害者や高齢者の雇用等に係る認定…………… 4.8%〔2.8%〕
- ・ 地域活動やボランティア活動等に係る認定…………… 3.8%〔4.5%〕

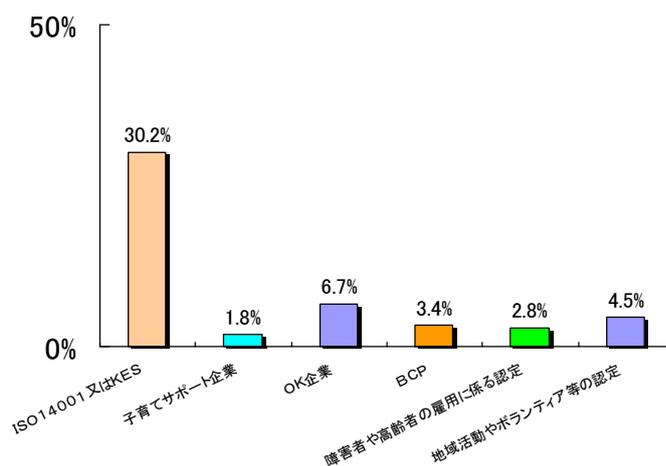
【回答内訳】

		ISO14001又はKES	子育てサポート企業	OK企業	BCP	障害者や高齢者の雇用に係る認定	地域活動やボランティア等の認定
市内中小企業	493	149 30.2%	9 1.8%	33 6.7%	17 3.4%	14 2.8%	22 4.5%
市内大企業	14	6 42.9%	1 7.1%	0 0.0%	1 7.1%	1 7.1%	0 0.0%
市内その他 (企業区分不明)	152	26 17.1%	5 3.3%	15 9.9%	5 3.3%	7 4.6%	10 6.6%
(市内小計)	659	181 27.5%	15 2.3%	48 7.3%	23 3.5%	22 3.3%	32 4.9%
市外中小企業	537	161 30.0%	19 3.5%	6 1.1%	44 8.2%	23 4.3%	18 3.4%
市外大企業	165	109 66.1%	14 8.5%	2 1.2%	28 17.0%	21 12.7%	3 1.8%
市外その他 (企業区分不明)	81	25 30.9%	3 3.7%	1 1.2%	3 3.7%	4 4.9%	2 2.5%
(市外小計)	783	295 37.7%	36 4.6%	9 1.1%	75 9.6%	48 6.1%	23 2.9%
その他 (企業区分・所在地不明)	18	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%
合計	1,460	477 32.7%	51 3.5%	57 3.9%	98 6.7%	70 4.8%	56 3.8%

【全体の回答割合】



【市内中小企業の回答割合】



## 【自由記載欄抜粋】

### <障害者や高齢者の雇用等に係る認定>

- ・ 京都府「障害者雇用推進企業（京都はあとふる企業）認証」〔障害者の積極的雇用〕〔市内中小企業〕

### <地域活動やボランティア活動等に係る認定>

- ・ 京都マラソン〔市内中小企業〕
- ・ 京都市「地域教育サポーター」〔家庭教育の支援や地域活動〕〔市内中小企業〕
- ・ 厚生労働省「ワンモアライフ勤労者ボランティア賞」〔勤労者のボランティア活動〕〔市外大企業〕
- ・ 国土交通省「VSP（ボランティアサポートプログラム）」〔道路の美化清掃〕〔市外中小企業〕
- ・ 京都府「地域の安心・安全サポート事業所」〔地域の防犯・交通安全〕〔市内中小企業〕
- ・ 京都府警「子ども110番のいえ」〔救急避難所の確保〕〔市外大企業〕
- ・ 京都ジョブパーク「企業応援団」〔雇用の場の創出等〕〔市内〕
- ・ 企業の森づくり〔企業による森林整備〕〔市外中小企業〕
- ・ 防災協定〔市内中小企業〕
- ・ 消防団・体育振興会〔市内中小企業〕
- ・ 見守りネットワーク〔地域での高齢者や子どもの見守り活動〕〔市外中小企業〕

### <その他：環境>

- ・ 京都市「エコドライブ推進者認定」〔市内中小企業〕
- ・ 環境省「エコファースト制度」〔環境保全〕〔市外大企業〕
- ・ 環境省「エコアクション21」〔環境負荷の削減〕〔市外大企業〕
- ・ エコプロダクツ大賞〔環境負荷の低減に配慮した製品・サービス〕〔市外大企業〕
- ・ グリーン経営認証〔環境負荷の少ないトラック・バス事業等〕〔市内大企業〕
- ・ ビル管理優良業者評価制度（SEESEER）〔省エネ・環境負荷低減事業者〕〔市外大企業〕
- ・ 毎日の事務所周辺の門掃き〔市内中小企業〕

### <その他：安全>

- ・ 京都市「安心救急ネット京都」登録〔応急手当やAED設置〕〔市外大企業〕
- ・ SP表示認定〔遊具等の安全に関する規準〕〔市外中小企業〕
- ・ Gマーク（安全認定）〔トラック運送事業者の安全対策〕〔市内〕

### <その他：子育て、両立支援>

- ・ 京都市「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録〔市内中小企業〕
- ・ 一般事業主行動計画策定〔次世代育成支援対策推進法による両立支援〕〔市外中小企業〕
- ・ 京都府「ワークライフバランス推進企業認証」〔市外中小企業〕

### <その他：情報管理>

- ・ プライバシーマーク〔個人情報の保護〕〔市外大企業〕
- ・ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）〔市内中小企業〕

### <その他：景観>

- ・ 京都市「京・<sup>みやこ</sup>輝き隊」〔違反広告物除却活動〕〔市内中小企業〕

問12 環境保全や福祉の取組等を行っている事業者を入札や格付等で評価することについて、御意見をお書きください。

【自由記載欄抜粋】

＜社会貢献の促進＞

- ・ 社会貢献は、企業の使命と考えます。〔市外大企業〕
- ・ とてもよいことだと思います。市の仕事を受注した利益で環境、福祉がよくなることはとてもよいサイクルになります。〔市内中小企業〕
- ・ 賛成です。企業の責任は、収益を上げるとともに、社会的責任を果たすことにあります。〔市外大企業〕
- ・ 建設業のイメージアップ、業界の社会的地位の向上のために必要である。〔市外中小企業〕
- ・ 環境保全や福祉を推進することは、行政として当然のことであるので、それを公的事業に求めることも当然と考えます。〔市外中小企業〕
- ・ 福祉等に力を入れている業者が増えることでボランティア精神の向上につながると思いますが、形だけにならないことが大切だと感じます。〔市内中小企業〕
- ・ 環境保全は国内にとどまらず、国際的な問題であり、特に、京都においては、古都としての取組を重要視する必要あり。〔市外大企業〕

＜発注者による介入は不要＞

- ・ 行政があまり多くを規制すべきではない。〔市外中小企業〕
- ・ 企業が環境や福祉に取り組むことが、社会的責任として必要であるが、それぞれの企業の実態に合わせて、主体的に取り組むことで発注者が介入すべきことではないと思います。〔市外中小企業〕
- ・ 福祉活動の認定制度は不要。気持ちの面、心の面が必要。〔市外中小企業〕

＜経費等の増加＞

- ・ 中小企業では、環境や福祉のことまで手が回らないのが現状。〔市内中小企業〕
- ・ 企業規模が大きい場合には弾力的な対応も可能と思われるが、企業規模が小さいほど、負担増となり、趣旨の一つである中小企業の雇用機会の拡大にはつながらないと思う。〔市外〕
- ・ 評価することはよいことかもしれないが、小企業は、取組を躊躇せざるを得ない。〔市外中小企業〕

＜評価が困難＞

- ・ 評価の基準があいまいであり、何をどのようにすればよいか分かりにくい。〔市内中小企業〕
- ・ ある程度の評価は必要だが、大企業だけが有利とならないように配慮する必要がある。〔市外中小企業〕

＜技術力を重視＞

- ・ 内容によって有効であると思いますが、基本的に技術力の競争であるべきだと思います。〔市外大企業〕
- ・ 趣旨はよいことと思うが、それにより、入札の結果が左右されれば、透明性が担保できなくなる可能性があり、仕様要求を満たさない企業が落札することも起こるのではないかと。〔市外中小企業〕

＜京都市の支援が必要＞

- ・ 企業の道義的責任が求められていく中で、環境保全や福祉の取組を行う事業者を評価することは、世の中の流れに合っていると考える。ただし、中小企業が継続して取り組んでいくためには、サポートする方策が必要である。〔市内中小企業〕

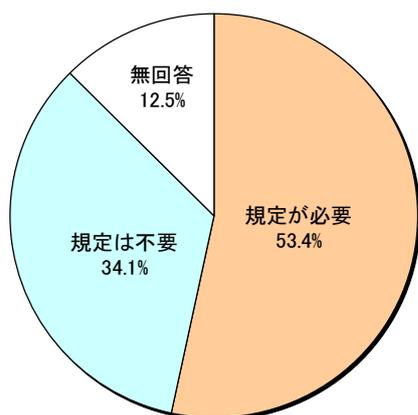
問13 本市との契約に係る業務に従事する労働者の労働環境（安全衛生、福利厚生及び賃金水準等）に配慮している事業者を評価する仕組みを公契約基本条例で規定することについて、どのようにお考えですか。

- ・条例で規定する必要がある。……………53.4%〔55.0%〕  
     理由・社会的責任を果たしている事業者を評価すべきである。……59.7%〔62.4%〕  
     ・業務の質を確保するために必要……………38.5%〔40.2%〕
- ・条例で規定する必要はない。……………34.1%〔33.7%〕  
     （無回答）……………12.5%〔11.4%〕

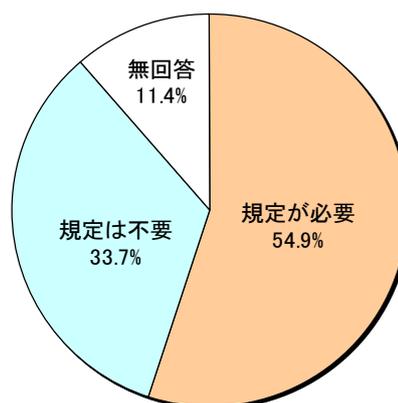
【回答内訳】

		規定が必要	規定が必要な理由		規定は不要	無回答
			事業者を評価	業務の質を確保		
市内中小企業	493	271 55.0%	169 62.4%	109 40.2%	166 33.7%	56 11.4%
市内大企業	14	5 35.7%	4 80.0%	5 100.0%	6 42.9%	3 21.4%
市内その他（企業区分不明）	152	72 47.4%	47 65.3%	20 27.8%	45 29.6%	35 23.0%
（市内小計）	659	348 52.8%	220 33.4%	134 20.3%	217 32.9%	94 14.3%
市外中小企業	537	278 51.8%	153 63.2%	114 38.5%	203 37.8%	56 10.4%
市外大企業	165	106 64.2%	64 60.4%	34 32.1%	44 26.7%	15 9.1%
市外その他（企業区分不明）	81	42 51.9%	27 64.3%	16 38.1%	30 37.0%	9 11.1%
（市外小計）	783	426 54.4%	244 57.3%	164 38.5%	277 35.4%	80 10.2%
その他（企業区分・所在地不明）	18	6 33.3%	2 33.3%	2 33.3%	4 22.2%	8 44.4%
合計	1,460	780 53.4%	466 59.7%	300 38.5%	498 34.1%	182 12.5%

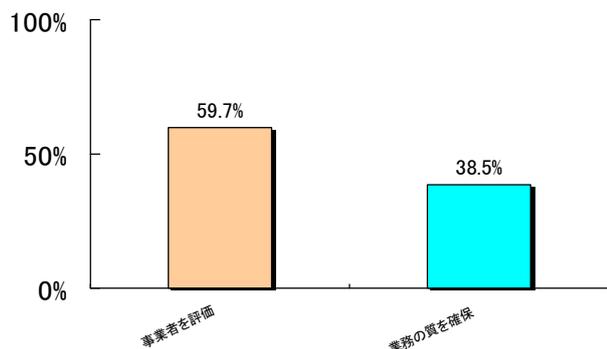
【全体の回答割合】



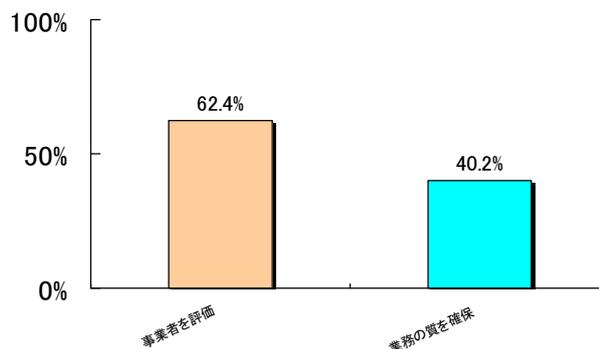
【市内中小企業の回答割合】



【規定が必要と考える理由：全体の回答割合】



【規定が必要と考える理由：市内中小企業の回答割合】



### 【自由記載欄抜粋】

#### <公平な基準は困難>

- ・ どのように評価されるのか、公平な基準（採点）は難しいと思われます。〔市外中小企業〕

#### <経費等の増加>

- ・ 社内制度はどのように確認するのでしょうか。評価いただくための資料等の作成費用は、中小企業では大きな負担となります。〔市外中小企業〕
- ・ 中小企業には不利になりそう。〔市内〕
- ・ 厳しい経営を続けている会社には、配慮できないこともあるのではないかと。数字だけで横一列の基準を作るのには無理がある。〔市外中小企業〕
- ・ 条例で規定すると強い業者のみが生き残る。〔市外中小企業〕
- ・ よいと思うのですが、取り組むだけの余裕のない業者も多いと思います。〔市内中小企業〕
- ・ 大企業と中小企業の水準等が一致しないと思われるので、そこまで踏み込んだ規定ができるか疑問である。結局、真ん中の平準化では、大企業が有利になるだけである。〔市外中小企業〕

#### <国による規定が必要>

- ・ 条例で市が対応するのではなく、国・府で規定されるべき問題であるように考えます。〔市外中小企業〕

#### <発注者による介入は不要>

- ・ そんなものは、本来、会社であれば当然のこと！ 市が個別の会社に口出しするようなもの！〔市内〕
- ・ 企業倫理の問題である。〔市内〕
- ・ 条例で規定する必要はないが、社会的責任を果たしている事業者は評価すべきである。〔市外大企業〕

#### <技術力を重視>

- ・ 技術競争の世界でなくなる。〔市外中小企業〕

#### <京都市の指導や支援が必要>

- ・ 中小企業への指導や支援が先ではないかと。〔市外中小企業〕
- ・ 条例に規定することは 賛成ですが、いきなりハードルを上げるのではなく、少しずつ上げた方がよいと思います。〔市外中小企業〕

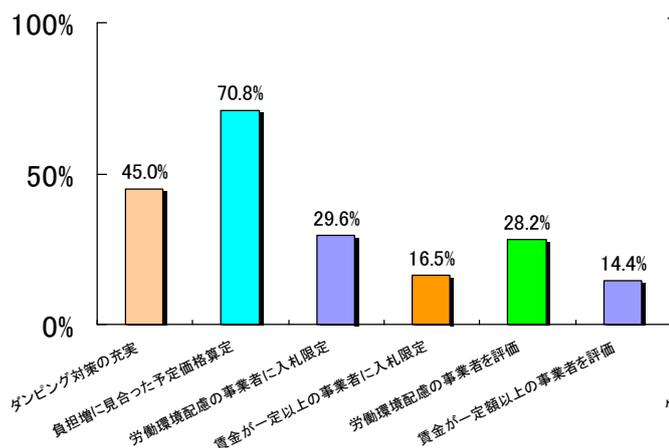
問13-1 問13で「条例で規定する必要がある。」に○をした場合のみお答えください。今後、どのような取組が必要とお考えですか。(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- ・ダンピング対策の更なる充実……………45.0%〔43.5%〕
- ・事業者の負担増に見合った予定価格の算定……………70.8%〔73.8%〕
- ・入札参加資格を、労働者の労働環境に配慮している事業者に限定(登録時又は入札時)  
……………29.6%〔31.0%〕
- ・入札参加資格を、労働者の賃金を一定額以上支払っている事業者に限定(登録時又は入札時)  
……………16.5%〔18.1%〕
- ・格付又は総合評価方式で、労働者の労働環境に配慮している事業者の評価  
……………28.2%〔26.6%〕
- ・格付又は総合評価方式で、労働者の賃金を一定額以上支払っている事業者の評価  
……………14.4%〔14.4%〕

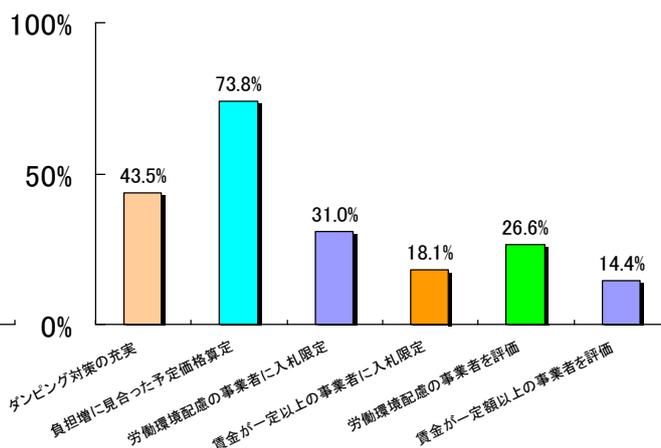
【回答内訳】

		ダンピング対策の充実	負担増に見合った予定価格算定	労働環境配慮の事業者に入札限定	賃金が一定以上の事業者に入札限定	労働環境配慮の事業者を評価	賃金が一定額以上の事業者を評価
市内中小企業	271	118 43.5%	200 73.8%	84 31.0%	49 18.1%	72 26.6%	39 14.4%
市内大企業	5	2 40.0%	5 100.0%	3 60.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%
市内その他 (企業区分不明)	72	34 47.2%	47 65.3%	25 34.7%	12 16.7%	18 25.0%	10 13.9%
(市内小計)	348	154 44.3%	252 72.4%	112 32.2%	63 18.1%	92 26.4%	50 14.7%
市外中小企業	278	119 42.8%	199 71.6%	77 27.7%	38 13.7%	78 28.1%	29 10.4%
市外大企業	106	52 49.1%	67 63.2%	24 22.6%	13 12.3%	38 35.8%	22 20.8%
市外その他 (企業区分不明)	42	22 52.4%	28 66.7%	16 38.1%	12 28.6%	10 23.8%	9 21.4%
(市外小計)	426	193 45.3%	294 69.0%	117 27.5%	63 14.8%	126 31.9%	60 11.7%
その他 (企業区分・所在地不明)	6	4 66.7%	6 100.0%	2 33.3%	3 50.0%	2 33.3%	2 33.3%
合計	780	351 45.0%	552 70.8%	231 29.6%	129 16.5%	220 28.2%	112 14.4%

【全体の回答割合】



【市内中小企業の回答割合】



## 【自由記載欄抜粋】

### <ダンピング対策>

- ・ 最低制限価格の設定〔市内中小企業〕
- ・ 予定価格に近い額で落札すれば、事業者も余裕があるので、全ての問題が解決できます。公共事業を安く受注できること自体が問題だと思います。〔市外中小企業〕

### <予定価格の算定>

- ・ 予算は、毎年適正価格とすべきである。一度下がると上がらないので参加できない。〔市内中小企業〕

### <社会保険加入に関する評価の必要>

- ・ 賃金のみならず、適正に社会保険等に加入していることも評価する必要があるのではないのでしょうか。〔市内中小企業〕
- ・ 各種保険の有無で参加可否を決めてほしい。無保険業者と同じ扱いをされては困る。〔市内〕
- ・ まずは、年金、健康保険に加入していること。案外、加入していない業者がある。〔市内中小企業〕

### <下請労働者に関する評価>

- ・ 下請労働者の労働条件にも配慮することを評価〔市外中小企業〕
- ・ 下請や孫請労働者の労働条件を把握するのは困難である。〔市内中小企業〕

### <違反事業者への対応>

- ・ 不払い・遅配など、労基法に違反した企業は、入札資格を取り消すことができることを視野に入れる。〔市外大企業〕

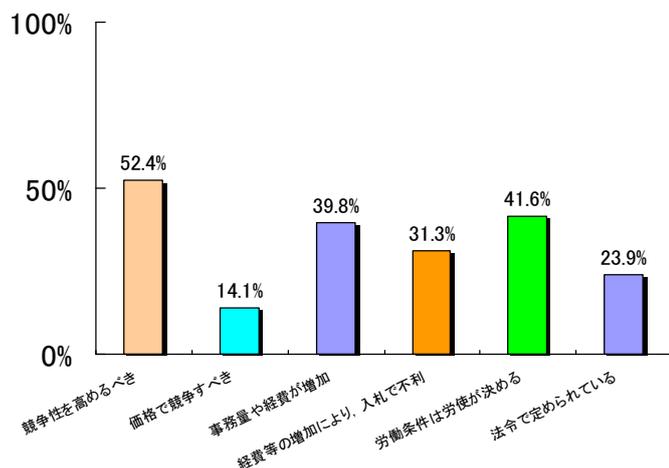
問13-2 問13で「条例で規定する必要はない。」に○をした場合のみお答えください。その理由をお答えください。(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- ・入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。……………52.4%〔33.1%〕
- ・入札は、価格で競争すべき。……………14.1%〔15.1%〕
- ・求められている労働環境の水準によっては、事務量や経費が増加する。  
……………39.8%〔58.4%〕
- ・事務量や経費の増加に対応できず、入札で不利となる。……………31.3%〔47.0%〕
- ・労働者の労働条件は、労使で決めることであり、発注者が介入すべきでない。  
……………41.6%〔44.6%〕
- ・最低賃金等は法令に定められており、それ以上の規定は必要ない。…23.9%〔27.7%〕

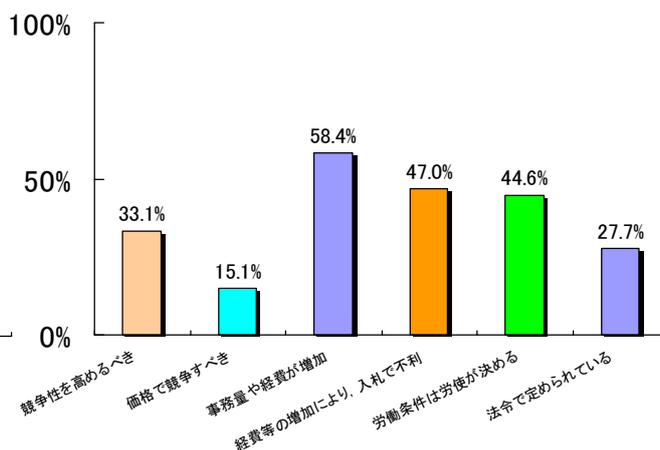
【回答内訳】

		競争性を高めるべき	価格で競争すべき	事務量や経費が増加	経費等の増加により、入札で不利	労働条件は労使が決める	法令で定められている
市内中小企業	166	55 33.1%	25 15.1%	97 58.4%	78 47.0%	74 44.6%	46 27.7%
市内大企業	6	5 83.3%	2 33.3%	3 50.0%	2 33.3%	1 16.7%	0 0.0%
市内その他 (企業区分不明)	45	13 28.9%	9 20.0%	26 57.8%	24 53.3%	24 53.3%	20 44.4%
(市内小計)	217	73 33.6%	36 16.6%	126 58.1%	104 47.9%	99 45.6%	66 30.4%
市外中小企業	203	135 66.5%	20 9.9%	51 25.1%	39 19.2%	73 36.0%	33 16.3%
市外大企業	44	29 65.9%	4 9.1%	10 22.7%	7 15.9%	20 45.5%	13 29.5%
市外その他 (企業区分不明)	30	21 70.0%	9 30.0%	8 26.7%	5 16.7%	13 43.3%	6 20.0%
(市外小計)	277	185 66.8%	33 11.9%	69 24.9%	51 18.4%	106 38.3%	52 18.8%
その他 (企業区分・所在地不明)	4	3 75.0%	1 25.0%	3 75.0%	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%
合計	498	261 52.4%	70 14.1%	198 39.8%	156 31.3%	207 41.6%	119 23.9%

【全体の回答割合】



【市内中小企業の回答割合】



## 【自由記載欄抜粋】

### <評価が困難>

- ・ 労働環境を客観的に評価することは難しい。同じ会社内にあっても、職種、担当、職場などによって異なるため。〔市外中小企業〕
- ・ 評価基準の決定、判断等が難しいのでは。〔市外中小企業〕
- ・ 事業者の評価方法、評価結果が適正かどうかわからない。企業規模により、非常にばらつきがある筈。〔市内中小企業〕
- ・ 人により満足度が違う。よって、数値化指標は困難（給与は低い満足度は高い。給与は高いがきつい等。）〔市外中小企業〕
- ・ 企業によって労働条件が異なることは当然であり、直接評価できる基準が存在しない。〔市外中小企業〕

### <ダンピング対策を優先>

- ・ 賃金は維持し、入札で価格を下げるというのは整合が取れていない。〔市外中小企業〕
- ・ 役所の予定価格や最低価格に、これらの要素でかかる経費の上昇が見込まれているとは思えません。〔市外中小企業〕
- ・ 価格競争が激し過ぎて、ダンピングにも限界がきています。適正価格で中小企業全体に公平な仕事を回してほしい。〔市内中小企業〕

### <経費等の増加>

- ・ 机の上の考えだけでは！〔所在地等不明〕
- ・ 中小企業の現況を認識してください。〔市外中小企業〕
- ・ 市内業者の談合が始まります。〔市外〕
- ・ 入札の公平は、よいと思いますが、事業者として利益額はある程度ほしい。（競争だと利益がなくなるからです。）〔市外中小企業〕
- ・ 企業規模等で、できる・できないが出てきます。〔市外中小企業〕
- ・ 必死に頑張っている弱小企業には、厳しい規定になると思います。〔市内中小企業〕
- ・ 発注者、業者ともに事務手続等においても繁雑となり経費がかさむのでは？〔市外中小企業〕

### <実効性に課題>

- ・ 強制力の度合いによる。いくらでも抜け道を探そうとする企業が出てくるので、経営者に対して、力づくでも逃げ道を作らせないことができるのであればやってもよいと思う。〔市外中小企業〕

### <国の施策や法律によるべき>

- ・ 国の指導で最低賃金の大幅アップが必要と考える。〔市外中小企業〕
- ・ 現行法の規制だけでは足りないのでしょうか？〔市内中小企業〕
- ・ 労働基準監督署の指導などもあるのではないかな。〔市外中小企業〕
- ・ 労務費調査等で明らかにしており、条例で定めるべきものではない。〔市外大企業〕
- ・ 労働基準監督署の仕事〔市内中小企業〕

### <入札以外の方法>

- ・ 労働環境に配慮して事業者を評価することはよいことだと思いますが、入札ではなく、他の方法を考えていただきたい。〔市内中小企業〕

問14 本市との契約に係る業務に従事する労働者の労働環境の配慮について、御意見をお書きください。

【自由記載欄抜粋】

<労働環境の配慮>

- ・ 労働者の労働環境に配慮していくことは当然のことであり、京都市との契約に係る業務に従事する労働者も当然配慮されるべきものと思います。〔市内中小企業〕
- ・ 現業職の高齢のパートさんたちは、最低賃金以下で働いているのではないかと。〔市内中小企業〕
- ・ 労働者の意見を聞いて、働きやすい環境にすべき。〔市内中小企業〕
- ・ 労働者の労働環境は配慮するべきだと思う。〔市外中小企業〕
- ・ 労働者の労働環境に配慮することについては、雇用条件の改善となり、安定した人材確保につながり、よいと思われる。〔市内中小企業〕
- ・ 公共工事に従事する全労働者に社会保険の加入を義務づけし、2次・3次の請負者や労働者にも労働環境改善の意識を高めるべきである。〔市内中小企業〕
- ・ 労働者の労働環境については、元請・1次下請企業だけでなく2次・3次の下請についての配慮も精査すべきだと思います。〔市内中小企業〕
- ・ 社会保険にも加入されていない業者が横行している。〔市外中小企業〕
- ・ 労働者環境を守る立場の行政機関として、その契約に係わる業務に従事する労働環境に配慮することは当然と考えます。〔市外中小企業〕
- ・ 労働者を雇用する場合、賃金を含めた環境の配慮は大変重要なことである。発注者は、契約する企業から提案を求め、社会的責任を果たしていることを証明する書類（保険料の領収書等）を確認することで労働環境の質を守ることができると思います。〔市外中小企業〕

<経費等の増加>

- ・ 零細企業は一日一日が必死であり、残業や休日出勤は当たり前である。国が定めた労働基準で働くと、会社は間違いなく破綻します。特に、経営者に休みはありません。これ以上、制限や規定を設けて負担を増やさないでください。もっと零細企業の現実を直視してください。〔市内中小企業〕
- ・ 当社の規模では、全ての書類を整える事務量や経費を考えると無理なことばかり。結局は、ある程度の規模以上の会社のための取組に思える。〔市内中小企業〕
- ・ 労働者の環境を高めるには、経費がかかるため、小規模業者では負担が大きいです。〔市内中小企業〕
- ・ 配慮は必要であるが、過度な配慮は、元請業者の経営環境を圧迫すると考えます。〔市外中小企業〕
- ・ 取組としては非常によいと思いますが、中小企業にとっては負担になるのではないのでしょうか。〔市外中小企業〕

<適正な予定価格の算出>

- ・ 労働環境の改善のためにも適正な予定価格の算出をお願いしたい。〔市外中小企業〕
- ・ 労働対価を満たしたうえで、企業が正当に入札し、業務可能な予算をお願いしたい。また、労働者の職場確保のため、複数年契約は必要です。〔市外大企業〕

<ダンピング対策が必要>

- ・ 受注した工事価格が工事内容に見合った価格であれば、労働環境までしっかりと考えることができるが、今の工事価格では、そこまで十分に考えられない工事もある。〔市内中小企業〕
- ・ そもそも、低入札で落札されている現状で、賃金を上げることができる筈がない。そのあたりを反映させてから、このような問題を提起するのが本筋では？〔市内〕
- ・ 入札価格が低ければ、自然と労働環境は悪くなると思います。〔市内中小企業〕
- ・ 労働者の労働環境の悪化につながるダンピングは、避けるべきだと考えます。〔市内中小企業〕
- ・ 競争入札で労働環境切下げのダンピング競争を強いられている状態。安かろう悪かろうで市民にも悪影響。労働環境を守り、改善する発注の仕組みで、地元業者、労働者の育成と地域経済再生を。〔市内中小企業〕
- ・ 労働者の環境配慮は悪くはないと思うが、入札で価格は下がる一方。労働者のコストは上がるとなると非常に厳しい。〔市外中小企業〕

#### <発注者による介入は不要>

- ・ 従業員の賃金等は、役所等に指示されるものではない。〔市外大企業〕
- ・ 発注者が介入するのは、どこまでなのか疑問に思います。〔市内中小企業〕
- ・ 労働環境の向上を図ることは事業者としては当然である。〔市内中小企業〕
- ・ 労働環境は市が介入すべきではない。〔市内中小企業〕
- ・ 現状でも労働者の労働環境は、当社では守られており、市が考える必要性は感じない。市は品質・安全・工程を管理・評価すれば、逆に労働環境は確保されていると思う。〔市内〕
- ・ 当法人の職員の労働環境は規定で定められており、契約者にかかわらず、規定を遵守している。〔市外中小企業〕
- ・ 労働環境改善により、労働者を確保・維持することは、事業継続していくうえで重要事項と思いますが、会社が魅力ある会社になるよう努力すべきことで、条例で規定する必要はないと思います。〔市外中小企業〕
- ・ 労使で決めることである。〔市外中小企業〕
- ・ 市との契約にかかわらず、労働者の環境は守られるべき。〔市内中小企業〕

#### <評価基準が課題>

- ・ 配慮するのはよいが、一定の線引きだけしたようなことはしないでほしい。市職員が現状を一社一社回って確認するぐらいのことはしてから配慮された条例であってほしいです。〔市内中小企業〕
- ・ 取組はよいと考えるが、公平、公正な調査ができ、公平、公正な評価につなげることが難しいのではと考える。〔市外中小企業〕
- ・ 評価の方法が多様で、一律に評価するのは無理がある。〔市内中小企業〕
- ・ 技術者の確保、労働者の保護（安全衛生、福利厚生）が制度上で実施されている事業者を選定し、きっちり審査を行うことが必要。〔市外大企業〕

#### <国の施策や法律によるべき>

- ・ 労働環境は、労働基準局が取り締まればよいと思う。〔市内〕

#### <実効性の確保>

- ・ 入札時に最低賃金の確認が行われているが、実際にそのとおり支払われているかのチェック機能の強化が必要。〔市内中小企業〕

問15 その他、入札や登録の資格要件、入札方法など、入札や契約全般に関する御意見をお書きください。

【自由記載欄抜粋】

<市内中小企業への発注>

- ・ 発注規模を細かく、中小企業でも参加できる入札にしてください。〔市内中小企業〕
- ・ 地元企業を優先したうえで公平性、公正性を確保していただきたい。〔市内中小企業〕
- ・ 入札参加申請の受付があるのなら、市外業者にも入札参加を認めるべきだと思います。〔市外中小企業〕
- ・ 市内中小企業限定は、政令指定都市としては、してはいけないと思います。〔市外中小企業〕
- ・ 市外業者が、入札に参加させていただけないのは仕方がないとしても、せめて下請には自由に参加させていただきたい。〔市外中小企業〕
- ・ 全て一律に考えるのではなく、市内業者のみで十分可能な物件と、市内も市外も含めて、品質と技術力を重視する物件とに分けて考えるべきではないでしょうか。〔市外中小企業〕
- ・ 現在、市内業者のみで入札が行われていますが、これは逆に市内企業の競争力、技術力等の低下につながると思います。(特に、入札のみに依存している企業)〔市外大企業〕
- ・ 民間に対する公の介入は、最小限にとどめるべきであり、保護政策がかえって競争力を弱め、市の活力まで奪いかねない。〔市外中小企業〕
- ・ 入札に対しては、市内本店業者ばかりが優遇されている。市内に営業所を置きながら、全く入札に参加する機会が与えられない自治体は京都市だけである。一定額以上の納税を行っている業者には、入札に参加できるチャンスがほしい。〔市外中小企業〕
- ・ 天下の京都市が市内業社のみ育成を考えるとがさびしい。これからは、日本企業も世界で戦っていかなければならない。世界で勝ち残る企業の育成に目を向けてほしい。京都市も宇治市も大阪市も奈良市も同じ日本人ではないですか。中国、韓国と戦える土壌を御検討いただきたい。〔市外中小企業〕
- ・ 市内業者で対応できない中小的な業務については、市外業者(中小)も考慮してほしい。中小的な業務を市内一辺倒でなく、市外業者も考慮してほしい。〔市外中小企業〕
- ・ 市内業者を守るのはよく分かりますが、閉鎖的なイメージが強い。最低制限価格だけの競争は、安かろう、悪かろうで、要求されているクオリティを実現できない業者が落札して、そのまま納品され、検収されているものがある。発注側が仕様書の内容を理解して検収する必要がある。〔市外中小企業〕

<ダンピング対策の充実>

- ・ 京都市は、WTO未満工事のダンピング対策が他自治体よりも明確に定められている。他自治体では、低入札価格調査があっても、実質的に低入札基準価格以下で受注できる場所もあるので、入札参加業者としてはうれしい。〔市内中小企業〕
- ・ 設計業務の最低制限価格を国土交通省と同じ率に引き上げてほしい。〔市内中小企業〕
- ・ 委託業務も最低制限価格が必要では?〔市外中小企業〕
- ・ 最低制限価格でしか落札できないのはおかしい。この価格では、下請業者を泣かすしかない。京都市は、この実情を認識すべきである。〔市内〕
- ・ 値段の安さだけで決められたら、労働条件の改善はできない。安心してよい仕事をするのには、手間がかかる。最近の発注者側は、現場を見ず、書類の提出ばかりにこだわっていないだろうか?〔市内中小企業〕

- ・ 物品入札でも、最低制限価格設定をお願いします。現状は底なしです。〔市内中小企業〕
- ・ 最低制限価格の公表は、ダンピング競争の歯止めには効果的だと思うが、現状では、最低制限価格でのくじ引きによる落札決定が当たり前になっており、くじ運だけの入札に疑問を感じる。〔市内中小企業〕

#### <予定価格の適正化>

- ・ 労働環境のアップの対策としては、有効であると思いますが、予定価格への配慮が同時に行われなければ、実現が難しい部分が出てくると思います。〔市外中小企業〕
- ・ 基本条例の制定内容によっては、事業者負担が増加するおそれがある。予定価格への反映などを熟慮していただきたい。〔市外大企業〕
- ・ そもそも予算が少な過ぎます。市が率先して、ダンピングさせているイメージです。〔市内中小企業〕
- ・ 物品契約の場合、労務費が低く、改善されることを期待します。〔市外中小企業〕
- ・ 京都市の物件担当の積算する方には、専門家を採用すべきである。〔市外中小企業〕

#### <競争入札有資格者登録制度の見直し>

- ・ 登録等は、5年間有効としていただきたいです。〔市外中小企業〕
- ・ 入札登録の資格や入札参加業者の選定を厳しくする。ランク付け、検査、施工検査、総合評価に重点を置く。〔市内中小企業〕
- ・ 市と府の登録を一括してほしい。〔市外中小企業〕
- ・ 登録や更新については、提出書類をできるだけ減らしてほしい。〔市外大企業〕

#### <入札・契約時の書類の簡素化>

- ・ 提出書類が増加するばかりで意図が不明である。(能率向上になっていない。用紙の無駄。)書類よりも工事内容が大切だと思う。〔市内中小企業〕
- ・ 入札方法等は簡素化され、わかりやすいと感じているのですが、その後、入札してからの書類が多過ぎですし、あまりにも細かいことまでチェックが入り、工事以外の事務仕事が多くなります。工事に影響が出ているところもあると思います。資源の無駄使いです。〔市内中小企業〕
- ・ 落札した場合、契約書を京都市役所までもらいに行っていますが、郵送でも可能なようにしてほしいと思います。〔市外中小企業〕
- ・ 登録の資格要件については、従来どおり厳格にする必要があると思いますが、入札後の契約については、もう少し簡略にならないのでしょうか？〔市内中小企業〕
- ・ 適正な労働条件の確保等に対する取組は必要ですが、施工能力よりも書類作成能力がある者が優遇される傾向に疑問符が付きます。〔市内中小企業〕
- ・ 添付書類等を簡略化してほしい。郵便受付をしていただきたいです。〔市外中小企業〕
- ・ 応募時の応募資料の簡略化〔市外大企業〕

#### <総合評価方式の見直し>

- ・ 入札案件によっては、技術力が必要とされるものがあり、それを満たす企業を選定する仕組みを考えてほしい。〔市内中小企業〕
- ・ 総合評価方式やデザインビルド方式なども積極的に採り入れてほしい。〔市外大企業〕
- ・ 専門的な技術を要する入札においては、価格競争の入札だけでなく、施工実績、技術力や安全性等の評価を取り入れ、総合的な判断のもとに落札者を決定していただきたい。〔市外中小企業〕

- ・ 価格だけの評価方式には問題が多い。〔市外中小企業〕
- ・ 金額だけの競争では、ダンピング競争となり、品質が期待できない。仕様、品質を含めた総合的な評価で落札企業を選定してもらいたい。〔市内中小企業〕
- ・ 総合評価方式の評価項目の中に「労働者への適正な賃金支払」を設け、ワーキングプアを抑制する取組を発注者、受注者両面で行っていく必要があると思います。〔市外〕
- ・ 総合評価の廃止を！ 技術者は専門業になる。実績のある技術者が退職すればすべてなしになる。〔市内中小企業〕
- ・ 総合評価方式の廃止〔市内〕
- ・ 総合評価等による入札制度は、入札までの諸事務に手間がかかる。〔市外大企業〕

#### <電子入札の見直し>

- ・ 電子入札において、アクセス時間（現状：平日の9～17時）を延長してほしい。〔市内中小企業〕
- ・ 電子入札の操作手順の簡略化を希望〔市外〕
- ・ 電子入札でくじによる落札者決定方法が不透明である。作為的にも見える。〔市外大企業〕

#### <入札参加条件の見直し>

- ・ 数値的なものより、過去の業績を最重視されるべきと思います。〔市内中小企業〕
- ・ 経営事項審査の点数を重要視してもらいたい。たとえば、300点以下は入札に参加できないとか、会社の資格がないと思います。〔市内中小企業〕
- ・ 一般競争入札や公募型入札に参加する条件を設け過ぎだと思います。実績や経験でラインが引かれ、挑戦ができない。実績や経験のある会社や担当者が業務につけば、楽だと思いますが、これは制限を付けることにより、参加業者の範囲を狭くしています。〔市内中小企業〕
- ・ 過去の実績がないために参加できない案件が多く、いつまでたっても実績がつかない。実績のみではなく、企業の活動や実態を評価し、新参業者でも入札に参加しやすい環境を望みます。〔市内中小企業〕
- ・ 入札方法では、過去の入札件数や実績は必要かもしれないですが、重視すると、その条件を充たせるのはある特定の業者のみになり、不利になる業者が増えます。〔市内中小企業〕

#### <ホームページ>

- ・ 京都市入札情報館の過去の情報などをもっと見やすくしてほしい。〔市内中小企業〕
- ・ 設計図書に関する質問の受付をホームページ上で実施していただきたくお願いします。（京都府、滋賀県、大津市と同様にお願いします。）〔市外大企業〕

#### <その他>

- ・ 公契約基本条例の推進には賛成〔市外中小企業〕
- ・ 国際労働機関（ILO）において、公契約における労働条項に関するILO第94号条約が採択されていることに伴い、労働環境・条件等の推進のため、市条例の制定は、大変適切であり、望まれる施策と考えられます。〔市外中小企業〕
- ・ 種々努力されておられると思います。今後ともがんばってください。〔市内中小企業〕
- ・ 物品契約の場合、登録種目以外の物品についても応札可能となる制度。〔市外中小企業〕

## 入札・契約に関するアンケート調査票

該当する番号に○をしてください。また、( )には内容を記入してください。

**問1** 貴社の登録区分と登録種目をお答えください。

- 1 工事契約 (登録種目: )      2 物品契約 (登録種目: )

**問2** 貴社の本店所在地をお答えください。

- 1 京都市内      2 京都市外

**問3** 貴社は、大企業ですか。それとも中小企業ですか。また、従業員数をお答えください。

- (1) 1 大企業      2 中小企業  
(2) 1 1人～4人      2 5人～99人      3 100人～300人  
4 301人～

**問4** 過去3年で、本市の入札に参加されましたか。

- 1 有 (年平均の入札参加: 回)      2 無

**問5** 過去3年で、本市との契約はありますか。

- 1 有 (年平均の契約数: 入札での契約 本, 随意契約 本)      2 無

**問6** 京都市が公契約基本条例の制定に向けて検討していることを知っていますか。

- 1 知っている。      2 知らない。

**問7** 公契約基本条例が制定されると、どのようなことが進むとイメージしますか。

(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- 1 入札で市内中小企業が優遇される。  
2 市の業務に従事する労働者の労働環境が改善される。  
3 入札で環境保全や福祉の取組等を行っている事業者が評価される。  
4 入札での公正な競争が行われる。      5 ダンピング対策が強化される。  
6 その他 [ ]

**問8** 本市では、入札を実施するに当たって、市内中小企業への発注を原則とする取組を進めていますが、このような取組について、どのようにお考えですか。

- 1 更に取組を進める必要がある。(問8-1へ)      2 今のままでよい。  
3 取組は必要でない。(問8-2へ)

**問8-1** 問8で「1」に○をした場合のみお答えください。今後、どのような取組が必要とお考えですか。(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- 1 入札参加資格を市内中小企業だけに限定  
2 下請契約に市内中小企業を選定したことを格付や総合評価方式で加点  
3 市内産の材料等を使用することを総合評価方式で加点

4 その他 [ ]

**問8-2** 問8で「3」に○をした場合のみお答えください。その理由をお答えください。

(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- 1 入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。      2 入札は、価格で競争すべき。  
3 市内中小企業の技術力では対応できない場合がある。  
4 その他 [ ]

**問9** 入札で市内中小企業への発注を原則とすることについて、御意見をお書きください。

[ ]

**問10** 本市では、契約を通じた多様な社会的価値の実現を図るため、環境保全や福祉の取組等を行っている事業者を入札や格付等で評価する取組を進めていますが、このような取組について、どのようにお考えですか。

- 1 更に取組を進める必要がある。(問10-1へ)      2 今のままでよい。  
3 取組は必要でない。(問10-2へ)

**問10-1** 問10で「1」に○をした場合のみお答えください。今後、どのような取組が必要とお考えですか。(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- 1 入札参加資格を環境保全や福祉の取組等を行っている事業者に限定 (登録時又は入札時)  
2 格付や総合評価方式で、環境保全や福祉の取組等を行っている事業者を更に評価  
3 その他 [ ]

**問10-2** 問10で「3」に○をした場合のみお答えください。その理由をお答えください。

(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- 1 入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。      2 入札は、価格で競争すべき。  
3 環境保全の取組等によって事務量や経費が増加する。  
4 環境保全の取組等による事務量や経費の増加に対応できず、入札で不利となる。

5 その他 [ ]

問11 環境保全や福祉の取組等に関する認証制度等で、既に取得しているもの又は取得を予定しているものはありますか。(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- 1 ISO14001又はKES
- 2 「子育てサポート企業」として厚生労働省の認定(くるみんマークの認定)
- 3 本市の「O(おやじのK(子育て参加に理解がある)企業)登録
- 4 BCP(事業継続計画)の認定
- 5 障害者や高齢者の雇用等に係る認定(名称: [ ])
- 6 地域活動やボランティア活動等に係る認定(名称: [ ])
- 7 その他(名称 [ ])

問12 環境保全や福祉の取組等を行っている事業者を入札や格付等で評価することについて、御意見をお書きください。

[ ]

問13 本市との契約に係る業務に従事する労働者の労働環境(安全衛生、福利厚生及び賃金水準等)に配慮している事業者を評価する仕組みを公契約基本条例で規定することについて、どのようにお考えですか。

- 1 条例で規定する必要がある。(問13-1へ)  
理由 (1) 社会的責任を果たしている事業者を評価すべきである。  
(2) 業務の質を確保するために必要  
(3) その他( [ ])
- 2 条例で規定する必要はない。(問13-2へ)
- 3 その他 [ ]

問13-1 問13で「1」に○をした場合のみお答えください。今後、どのような取組が必要とお考えですか。(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- 1 ダンピング対策の更なる充実
- 2 事業者の負担増に見合った予定価格の算定
- 3 入札参加資格を、労働者の労働環境に配慮している事業者に限定(登録時又は入札時)

4 入札参加資格を、労働者の賃金を一定額以上支払っている事業者に限定(登録時又は入札時)

5 格付又は総合評価方式で、労働者の労働環境に配慮している事業者の評価

6 格付又は総合評価方式で、労働者の賃金を一定額以上支払っている事業者の評価

7 その他 [ ]

問13-2 問13で「2」に○をした場合のみお答えください。その理由をお答えください。

(複数に該当する場合は、すべてに○をしてください。)

- 1 入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。
- 2 入札は、価格で競争すべき。
- 3 求められている労働環境の水準によっては、事務量や経費が増加する。
- 4 事務量や経費の増加に対応できず、入札で不利となる。
- 5 労働者の労働条件は、労使で決めることであり、発注者が介入すべきでない。
- 6 最低賃金等は法令に定められており、それ以上の規定は必要ない。
- 7 その他 [ ]

問14 本市との契約に係る業務に従事する労働者の労働環境の配慮について、御意見をお書きください。

[ ]

問15 その他、入札や登録の資格要件、入札方法など、入札や契約全般に関する御意見をお書きください。

[ ]

質問は以上です。御協力ありがとうございました。

差し支えなければ、貴社名を御記入ください。 [ ]

※ 御回答いただいた内容は、統計目的のみに使用し、その他の目的には使用しません。また、御回答の内容により、貴社の入札や契約に不利益等の影響を与えることはありません。  
※ お手数をおかけしますが、このアンケート調査票は、平成25年10月31日までに、同封の封筒にて京都府契約課へお送りくださいますようお願いいたします。(FAX(075-222-3317)又は電子メール(choda@city.kyoto.jp)でもお送りいただけます。)